

○福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

平成二十四年三月二十八日

福岡県条例第二十六号

福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例をここに公布する。

福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十五条第十四項（法第二十八条第九項及び法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、法第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）第三十七条第二項の規定により条例で定める寸法は、次の表の上欄に掲げる標識の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる寸法とする。ただし、既存工作物を利用しないで制札を設置する場合において、地形その他の状況によりこれらの寸法により難しいときは、当該制札を容易に視認できる範囲において、これらの寸法（支柱の太さに係る部分を除く。）を縮小することができるものとする。

標識	寸法
法第十五条第十三項に規定する指定猟法禁止区域を表示する標識	省令様式第四に規定する寸法と同じ寸法
法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十三項に規定する鳥獣保護区を表示する標識	省令様式第八に規定する寸法と同じ寸法
法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十三項に規定する特別保護地区を表示する標識	省令様式第九に規定する寸法と同じ寸法
法第三十四条第五項に規定する休猟区を表示する標識	省令様式第十一に規定する寸法と同じ寸法
法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用禁止区域を表示する標識	省令様式第十三に規定する寸法と同じ寸法
法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用制限区域を表示する標識	省令様式第十四に規定する寸法と同じ寸法
省令第三十七条第一項に規定する特別保護指定区域を表示する標識	省令様式第十に規定する寸法と同じ寸法

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。